

(2) 学校給食事業特別会計

市内の小中学校、登別明日中等教育学校前期課程の児童生徒及び保育所の児童に、学校給食摂取基準を満たし、かつ安全で安心な給食を提供する。

なお、給食費については、食材料費等の急激な価格上昇に伴い、子育て世代である保護者の負担が大きくなっている現状を考慮し、令和5年度については、一般会計からの特例的な繰入れにより改定は行わず、据え置くこととする。

給食対象者数及び給食費

給食対象者		令和5年度	令和4年度	増減	給食費(円)
		人	人	人	年額
小学校	児童	1,878	1,883	△5	54,000
	教職員	156	162	△6	
中学校 (明日中等教育学校を含む)	生徒	1,166	1,234	△68	65,040
	教職員	109	110	△1	
保育所	児童	131	131	0	(1食当たり) 129
合計		3,440	3,520	△80	
試食	小学校	1,300食	1,300食	-	(1食当たり) 292
	中学校	900食	900食	-	(1食当たり) 352